



島根県報

令和8年9月29日（火）

第 7 5 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

調理師法施行細則の一部を改正する規則	（健 康 推 進 課）	2
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（青 少 年 家 庭 課）	6
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	12

【告 示】

指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	12
-----------	---------	----

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	13
公共測量の終了	（ ” ）	13

【特定調達公告】

統合情報管理システムデータベース変更業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	13
島根県立学校LED照明器具調達（第2期）に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	14

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		14
---	--	----

【教委規則】

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	（社 会 教 育 課）	15
-----------------------------------	-------------	----

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意	（警 察 本 部）	16
--	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

- (1) 栄養士法施行令等の一部を改正する政令及び栄養士法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整理（様式第1・様式第2関係）
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第39条—第42条・様式第50号—様式第54号関係）

2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第54号）

1 規則の概要

栄養士法施行令等の一部を改正する政令及び栄養士法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第4号・様式第5号・様式第7号・様式第9号関係）

2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行することとした。

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

島根県規則第52号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「その国籍」を「、その国籍等」に改める。

様式第2を次のように改める。

様式第2（第4条関係）

調理師名簿訂正・調理師免許証書換交付申請書

登 録 番 号		登 録 年 月 日	
本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍 等)	変 更 前		変 更 後
ふ り が な			
氏 名			
	(旧姓)		(旧姓)
旧姓併記の希望の有無			有 ・ 無
通 称 名			
変更事項、変更の理由 及 び 変 更 年 月 日			

上記により調理師名簿訂正・調理師免許証書換交付を申請します。

年 月 日			
電 話 番 号	()		
住 所	〒		
氏 名		生 年 月 日	

島根県知事 様

※申請の原因となった事実を証する書類及び調理師免許証を添付してください。

※旧姓又は通称名の併記を希望しない場合は、（旧姓）欄又は通称名欄に斜線を引いてください。

様式第4を次のように改める。

様式第4（第6条関係）

調理師免許証再交付申請書

登 録 番 号		登 録 年 月 日	
---------	--	-----------	--

上記の調理師免許証を（ 破った・よごした・失った ）ので、免許証の再交付を申請します。

電 話 番 号	()		
住 所	〒		
(ふ り が な) 氏 名		生 年 月 日	

島根県知事 様

※破ったとき又はよごしたときは、その調理師免許証を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の調理師法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いの可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

島根県規則第53号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第39条を第43条とし、第38条の次に次の 4 条を加える。

(登録一時保護委託者の申請)

- 第39条** 法第34条の22第 1 項及び省令第36条の48第 1 項の規定による申請は、登録一時保護委託者申請書（様式第50号）によるものとする。

(登録一時保護委託者の登録決定等の通知)

- 第40条** 法第34条の22第 2 項の規定による登録をすることの決定の通知は登録一時保護委託者適合通知書（様式第51号）により、登録をしないことの決定の通知は登録一時保護委託者不適合通知書（様式第52号）により行うものとする。

(登録一時保護委託者の登録事項の変更の届出)

- 第41条** 法第34条の23及び省令第36条の50の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届出書（様式第53号）によるものとする。

(登録一時保護委託者の登録の消除の申出)

- 第42条** 省令第36条の51の規定による申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（様式第54号）によるものとする。
様式第49号の次に次の 5 様式を加える。

様式第50号（第39条関係）

登録一時保護委託者申請書

島根県知事 様

児童福祉法第33条第1項第1号の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名

申請者 住 所

電話番号

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

記

定 款 そ の 他 の 基 本 約 款 (申請者が個人である場合を除く。)		(別添1のとおり)			
職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容		職 種	職 務 の 内 容		定 数
主 な 職 員 の 氏 名		職 名	氏 名	職 名	氏 名
主 な 職 員 の 経 歴		(別添2のとおり)			
一 時 保 護 を 行 う 施 設	名 称				
	所在地				
一 時 保 護 委 託 を 受 け る 児 童 の 定 員					
登 録 希 望 年 月 日		年 月 日			

添付書類

- 1 児童福祉法第34条の22第4項各号に該当しない者である旨の誓約書
- 2 一時保護を適正に行うために必要なものとして島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（令和8年島根県条例第33号）で定める基準に適合していることを証する書類

備考

- 1 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、施設の長、事務長等について記入すること。
- 2 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は別添とすること。

様式第51号（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



登録一時保護委託者適合通知書

年 月 日に申請のありました登録一時保護委託者の登録については、児童福祉法第34条の22第2項の規定により、登録一時保護委託者として適合していると認め、登録一時保護委託者登録簿に登録したので下記のとおり通知します。

記

1 登録事項

登 録 番 号		
氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）		
一時保護を行う施設	名 称	
	所在地	
一時保護委託を受ける児童の定員		

2 名簿登録年月日

年 月 日

（注）1 申請した事項に変更がある場合には、登録一時保護委託者登録事項変更届出書（様式第53号）を提出してください。

2 登録一時保護委託者の登録の消除を希望する場合には、登録一時保護委託者消除届出書（様式第54号）を提出してください。

様式第52号（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



登録一時保護委託者不適合通知書

年 月 日に申請のありました登録一時保護委託者の登録については、下記の理由により登録しないこととしましたので通知します。

記

申請のあった一時保護を行う施設	名 称	
	所在地	
登 録 を し な い 理 由		

不服申立て及び取消訴訟

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第53号（第41条関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届出書

島根県知事 様

登録一時保護委託者に係る登録を受けている事項について変更するので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

氏 名

届出者 住 所

電話番号

〔法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地〕

記

1 登録番号

2 登録一時保護委託施設の名称及び所在地

3 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更予定年月日

年 月 日

5 変更理由

様式第54号（第42条関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

島根県知事 様

登録一時保護委託者に係る登録の消除を希望するので、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

氏 名

申出者 住 所

電話番号

〔法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地〕

記

登 録 番 号		
登録一時保護委託施設	名 称	
	所在地	
登 録 消 除 の 理 由		
消 除 希 望 年 月 日		年 月 日

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

島根県規則第54号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 9 号中「その国籍」を「その国籍等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

告**示****島根県告示第544号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

大田市鳥井町鳥井75－9 堀 浩之

〃 久手町波根西308 堀 守

〃 久手町波根西2245 米田博泰

(2) 加入区

大田市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 3 作業地域
隠岐郡知夫村来居地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和 8 年 5 月 28 日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 8 月 27 日から令和 8 年 5 月 28 日まで
- 3 作業地域
松江市西浜佐陀町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
統合情報管理システムデータベース変更業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 7 月 31 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 中四国支社（島根） 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

350,978,925円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 件名及び数量

島根県立学校LED照明器具調達（第2期） 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課財産管理・指導スタッフ 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階

3 落札者を決定した日

令和 8 年 8 月 18 日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店 中国支店長 清水 貴 広島県広島市中区八丁堀16番11号

5 落札金額

477,602,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和 8 年 6 月 19 日

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第8号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

薬価基準に収載されている医薬品の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料の項の次に次の1項を加える。

患者都合による検査・治療のキャンセルに伴い使用することのできなくなった当該検査・治療に使用する薬剤料 病院
購入価格

教 育 委 員 会 規 則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

島根県教育委員会規則第17号

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）中「複 写 申 込 書」を「複 写 申 込 書（現金・キャッシュレス）」に、

「

白黒	円×	枚＝	円
カラー	円×	枚＝	円
デジタルA 4	円×	枚＝	円
B 4	円×	枚＝	円
A 3	円×	枚＝	円
		合計	円

を

」

「

白黒	円×	枚＝	円
カラー	円×	枚＝	円
		合計	円

に、

」

「

備 考	
-----	--

を

」

「

備 考	担当者名
-----	------

に改

」

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の
施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第19号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年9月29日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

1 合意した者

- (1) 六日市交通有限会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 吉賀町長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 吉賀町地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
むいかいち温泉ゆらら	吉賀町有飯238－2先
蔵木口	吉賀町六日市444－13先
よしか病院	吉賀町六日市368－4先
野中	吉賀町六日市440－3先
六日市駅	吉賀町六日市398－2先
六日市本町	吉賀町六日市799先
上沢田	吉賀町沢田786－9先
大新田	吉賀町広石80－1先
石見山田	吉賀町広石316－3先
広石口	吉賀町広石439－1先
立戸	吉賀町立戸76－3先
光長	吉賀町注連川1273－1先
注連川	吉賀町注連川897－2先
河内口	吉賀町注連川326－13先
仲の原	吉賀町注連川63－1先
石見広尾	吉賀町朝倉1001－1先
石見朝倉	吉賀町朝倉705－2先
院身	吉賀町朝倉2500先
下院身	吉賀町朝倉440－1先
下七日市	吉賀町七日市489－3先

3 2の停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2の規定に基づき登録を受けた吉賀町による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の用に供する自動車に限る。

4 2の停留所における3の自動車の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2の停留所における3の自動車の停車又は駐車は、3の自動車に係る運行時間内に限るものとする。